

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 産業廃棄物処理施設の設置許可における他の都道府県の知事との協議の義務付け

(第十五条の二第三項関係)

産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合に該当すると認められるときにおいて、設置の許可をしようとする場合は、あらかじめ、当該他の都道府県の知事に協議しなければならないこと。

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの
とすること。 (附則第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。